

参考資料 1

<平成24年7月27日 第1回定住自立圏構想関係市町村長会議 配布資料>

定住自立圏構想

- 1 - 制度概要とこれまでの経緯
- 2 - 圏域形成の方向性について

【目次】

- 1－制度概要とこれまでの経緯
- 2－圏域形成の方向性について

1 — 制度概要とこれまでの経緯

「定住自立圏構想」の推進

1 基本的考え方～都市は都市らしく、農山漁村は農山漁村らしく～

都市は都市らしく、農山漁村は農山漁村らしい地域振興を進めるため、**圏域ごとに生活機能等を確保し、地方圏における定住の受け皿を形成する定住自立圏構想を推進する。**

(「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」(平成22年6月18日閣議決定)より抜粋)

2 定住自立圏形成へ向けた手続き～国への申請や国の承認が必要ない分権的な仕組み～



中心市

- 人口5万人程度以上
(少なくとも4万人超)
- 昼夜間人口比率1以上
- 原則3大都市圏外

①中心市宣言

②定住自立圏形成協定

周辺市町村



- 中心市と近接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係がある市町村

③定住自立圏共生ビジョン

- ①周辺市町村の意向も踏まえて、地域全体のマネジメント等において中心的な役割を果たす意思を宣言。
- ②中心市と周辺市町村が1対1で、「生活機能」、「結びつきやネットワーク」、「圏域マネジメント能力」の観点から連携する取組について、議会の議決を経て協定を締結。
(例) 医療、福祉、地域公共交通、ICTインフラ整備、人材育成 等
- ③圏域の将来像や推進する具体的取組を記載した定住自立圏共生ビジョンを策定。

※平成24年3月9日現在、73団体が中心市宣言済み、64圏域(延べ285団体)で協定締結(方針策定)、60団体が共生ビジョン策定済み。

※広域的な合併を経た市が、当該市のみで定住自立圏を形成する場合は、定住自立圏形成方針を策定

3 定住自立圏に取り組む市町村に対する関係府省の支援策

市町村の自主的な取組に資するよう情報提供するほか、関係各省が連携し、下記の支援策を実施。

- 総務省(地方交付税)
 - ・包括的財政措置(中心市4,000万円、周辺市町村1,000万円を基本に算定)
 - ・外部人材の活用に対する財政措置(1市町村あたり3年間、700万円上限)
 - ・個別の施策分野における財政措置(病診連携等による地域医療の確保に要する経費(上限1,000万円)について、8割を特別交付税措置)
- 関係府省
 - ・事業の優先採択

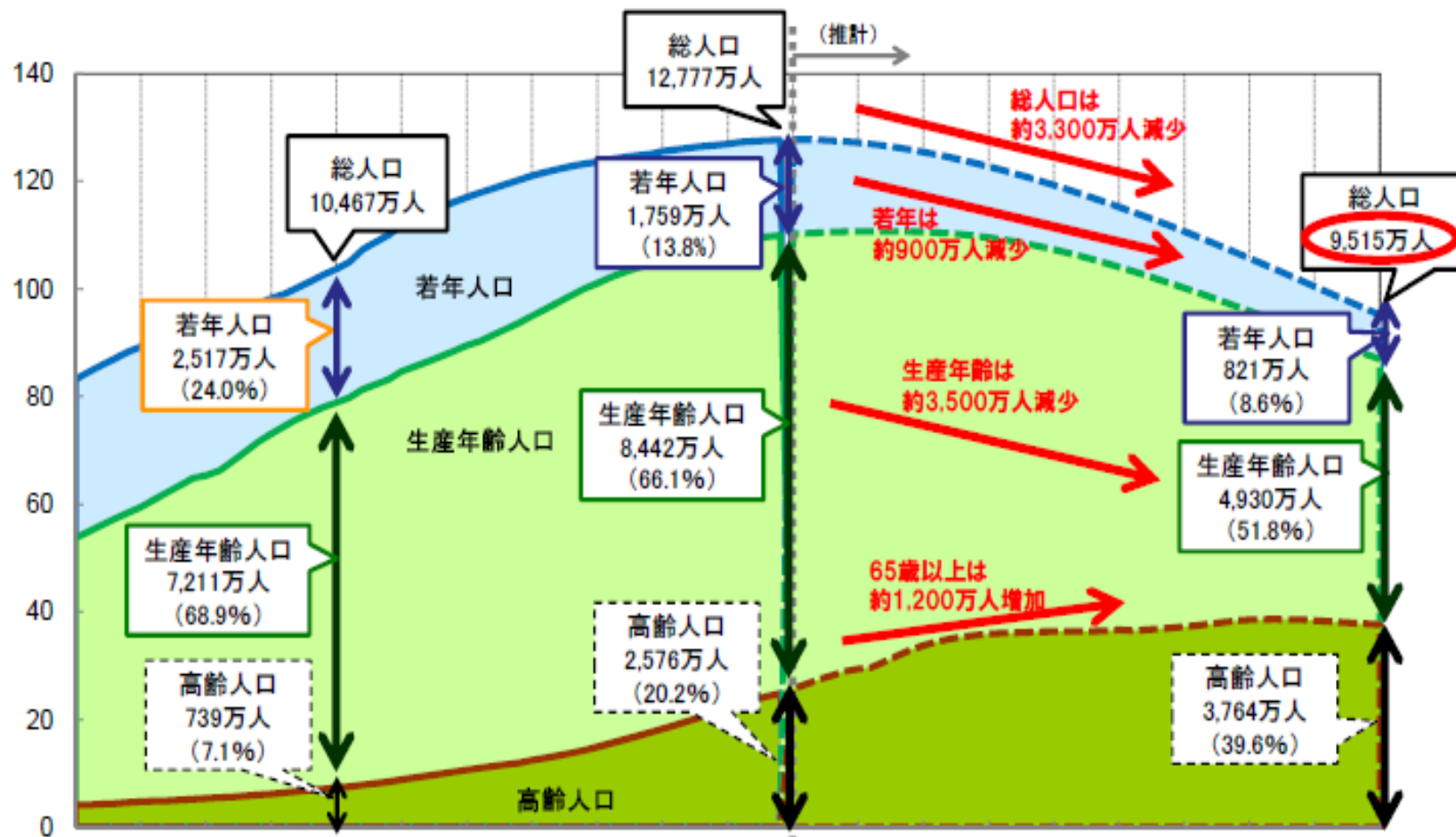
【基本コンセプト】

- 交通機関の発達やインターネットの普及により、行政に対する住民のニーズは広域化し、住民のほとんどは市町村の境界の影響されず圏域単位で生活している。
(例：通勤通学圏、商圈におけるニーズ、医療圏、)
- 自治体単独で対応しようとする場合、規模に見合わないと思断念し、広域化した住民ニーズに対応することができないままになることがある。
- 人口減少、少子高齢化が進行する状況において、すべての市町村でフルセットの機能を確保することは困難。中心市と周辺市町村の連携・協力により圏域の暮らしを維持していくことが重要ではないか。……………【3～4P参照】
- 全ての住民ニーズに対応できるわけではないが、定住自立圏の制度を活用することにより、合意ができたものについては、自治体間で協力して戦略を共有し、圏域全体で行政サービスの向上を考えることができるのではないか。

	単独市町 による実施	広域組合 による実施	定住自立圏に よる実施
一般財源による支出	×	×	国の一定の 財政支援
国や県の補助金の活用	×	×	一定の優先採択も期待

選択肢が広がる！

- 日本の総人口は、2050年には、9,515万人と約3,300万人減少(約25.5%減少)。
 ○65歳以上人口は約1,200万人増加するのに対し、生産年齢人口(15-64歳)は約3,500万人、若年人口(0-14歳)は約900万人減少する。その結果、高齢化率で見ればおよそ20%から40%へと高まる。



1950 1955 1960 1965 1970 1975 1980 1985 1990 1995 2000 2005 (推計) 2010 2015 2020 2025 2030 2035 2040 2045 2050 (年)

(出典) 総務省「国勢調査報告」、同「人口推計年報」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」における出生中位(死亡中位)推計をもと

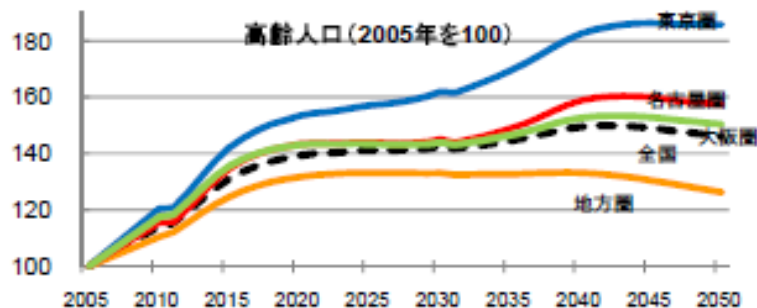
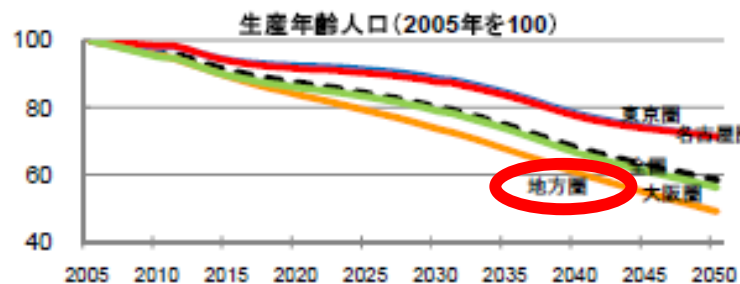
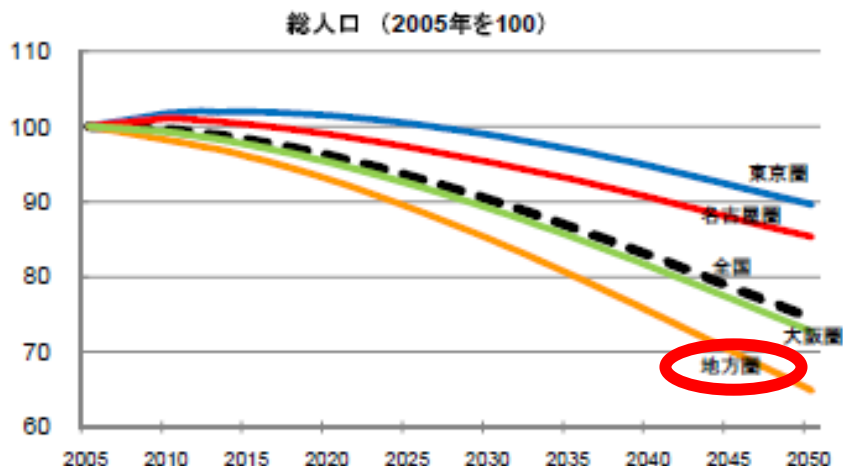
に、国土交通省国土計画局作成

(注1) 「生産年齢人口」は15~64歳の者の人口、「高齢人口」は65歳以上の者の人口

(注2) ()内は若年人口、生産年齢人口、高齢人口がそれぞれ総人口のうち占める割合

(注3) 2005年は、年齢不詳の人口を各歳別に按分して示している

- 広域ブロック別の《人口》をみると、多くの圏域で一貫して減少するが、東京圏は当面増加した後、2020年に減少に転じる。
- 広域ブロック別の《生産年齢人口》をみると、ほぼ全てのブロックで一貫して減少するが、減少率では、東京圏、名古屋圏が全国平均より小さいなど地域によって差が大きい。ただし、絶対数では三大都市圏の減少が大きく、東京圏では673万人減少する。
- 広域ブロック別の《高齢人口》は、三大都市圏の方が地方圏を上回るスピードで増加し、特に東京圏では増加率、増加数ともに突出する(増加率:87.1%、増加数:523万人)。



⇒生産年齢人口の地域的偏在が進むことが、経済の地域間格差にどのように影響するか、また、東京圏自体の人口減少や高齢化が、例えば、東京圏の国際競争力にどのように影響をするか等について検討を深める必要。

既存の広域行政関連施策との違い

○これまでも市町村単独で実施が難しい事務は、広域市町村圏組合など広域行政で対応してきた。定住自立圏構想は「広域行政の発展版」とも言っても差し支えない。

既存の地方自治制度においても、広域市町村圏組合など広域行政を活用して、複数の自治体が連携して、「規模のメリット」を出すことができた。



一方で、

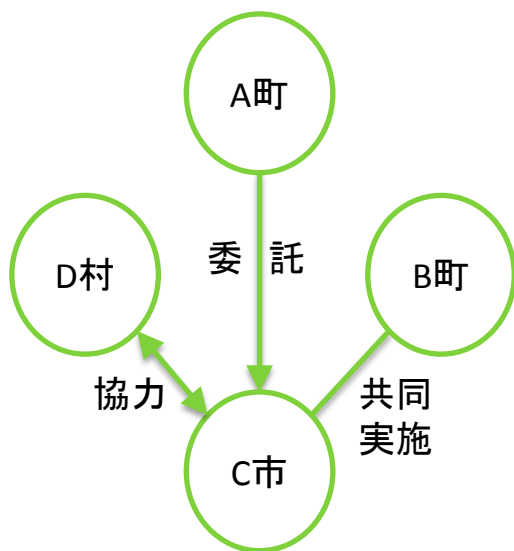
連携したいと考えた事業を実施するまでに、
・全自治体が参加の意思を示すこと
・事業実施までに、国・県と協議して、
各種手続きをとること
が必要であった。



○定住自立圏構想では、自治体が連携して様々な事業が実施できるようにするために
→全ての自治体が参加しなくても個別に連携できる仕組みにした。
(1対1で協定を締結する仕組みとすることにより、1市1町、1市2町という個別の連携でも締結することが可能。)
→自治体間の協定の締結、共生ビジョンの作成に基づき事業の実施が可能。国や県は助言・支援を行う。

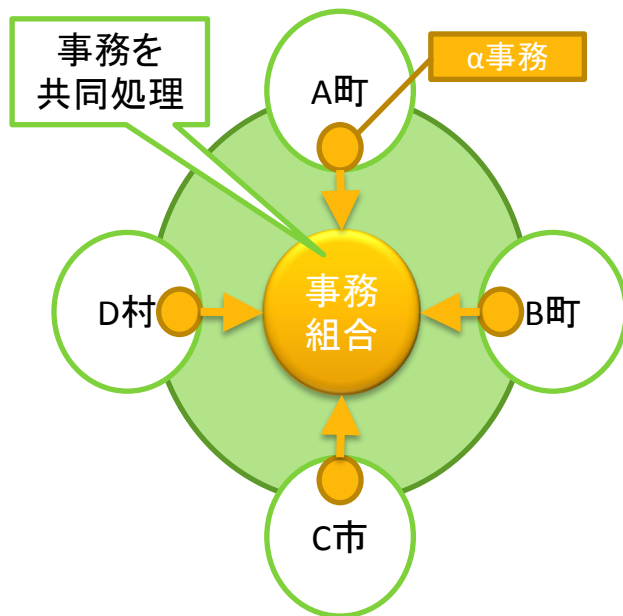
【参考】 広域連携のかたち(イメージ)

地域として総合力を発揮するために、今後の連携のあり方を含めた新しいまちのかたちを考えることが大切です。まちのかたちとしては、今の市・町・村の枠組みを残しながら広域的な連携を図る「市町村連携」、「一部事務組合」、「定住自立圏」など様々な方法があります。



市町村連携

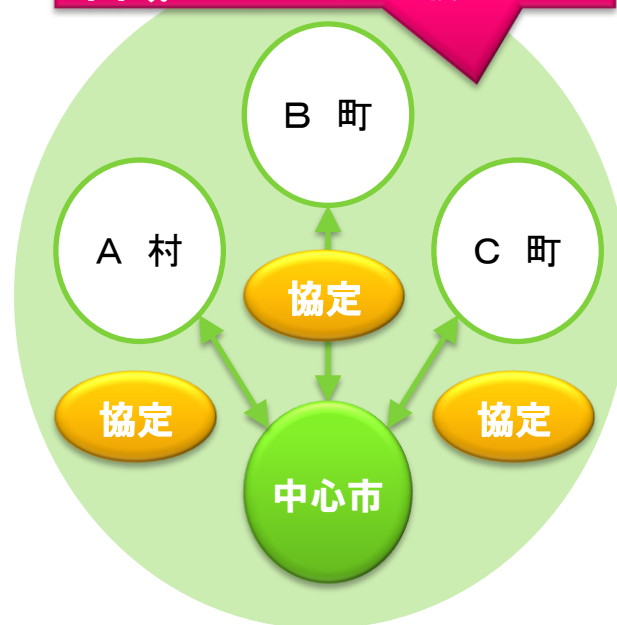
事務を市町村間で協力したり、共同で行なったり、他の市町村に委託する方法です。



一部事務組合

市町村がその事務の一部を共同処理するために、特別地方公共団体を設ける方法です。一部事務組合が成立すると、共同処理するとされた事務は、市町村の機能から除外され、一部事務組合に引き継がれます。

圏域<1対1の協定の積み重ね>



定住自立圏

中心市宣言を行なった中心市と周辺市町村が1対1で協定を締結し、中心市の機能と周辺市町村の機能が有機的に連携することで、定住のための暮らしに必要な諸機能を総体として確保する仕組みです。

様々な圏域の形態

県境を超えて形成された定住自立圏（県境型）

県境型



住民の生活実態を踏まえ、県境の市町村間で圏域を形成

※いずれの圏域も県境を超えて地域住民の移動（通勤通学等）が存在

中心市名	定住自立圏エリア	県境での取組例
鳥取市	鳥取県・兵庫県境	山陰海岸ジオパークを核とした観光事業
米子市・松江市	鳥取県・島根県境	中海（県境の湖）の水質保全
備前市	岡山県・兵庫県境	広域観光ルートの設定
中津市	大分県・福岡県境	県境コミュニティバス路線新設
都城市	宮崎県・鹿児島県境	休日診療、夜間救急体制維持

他の圏域と重複する定住自立圏（圏域重複型）



ある市町村が複数の圏域を形成
（複数の中心市と連携する周辺市町村）

中心市名	重複市町村
稚内市、名寄市・士別市	浜頓別町、中頓別町、枝幸町
上田市、佐久市	東御市、立科町
都城市、鹿屋市	志布志市



大規模な市の圏域が他の圏域を包含して圏域を形成

中心市名	重複市町村
延岡市、日向市	日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村

広域的な合併を行った合併市の定住自立圏（合併一市型）

合併1市圏域型



定住自立圏

広域的な合併を行った合併市で人口最大の旧市の昼夜間人口比率が1以上のものは、合併1市で定住自立圏を形成
（人口最大の旧市を中心地域、他の旧市町村を周辺地域とした「定住自立圏形成方針」を策定）

大館市、由利本荘市、糸魚川市、下関市、薩摩川内市、山鹿市、唐津市、今治市、旭市、出雲市、浜田市、伊勢崎市、宮古島市、山口市、八女市、横手市、五島市、長浜市、西尾市

2つの市を中心市とする定住自立圏（複眼型）

複眼型



2つの市が共同して中心市となり、圏域を形成

中心市名
名寄市・士別市
十和田市・三沢市
米子市・松江市
四万十市・宿毛市

青森県十和田市・三沢市が〈複眼型〉で定住自立圏構想を推進

～平成24年3月29日(木) 共同中心市宣言～

- 青森県十和田市・三沢市の近接する2市が定住自立圏構想における中心市要件を満たしている。
 - これまでの青森県上十三地域としての広域連携の経緯を踏まえ、総務省と相談も行い、十和田市と三沢市で以下の通り圏域形成を行うことで合意。
- ▼
- 共同で中心市となり、複眼型で圏域形成
 - ①これまで上十三広域圏という同一の圏域に属し広域連携を行ってきた経緯
 - ②十和田市と三沢市の両市は非常に近接しており（例えば十和田観光電鉄の路線
総延長距離は14.7km）、生活圏を同じくし、地域的な繋がりを有すること等の事情を総合的に勘案し、複眼型〈2市が共同で中心市となる。〉で圏域形成を行い、定住自立圏構想を推進する。

上十三地域

十和田市

三沢市

(注)複眼型の事例は全国では4例。東北地方では初。

今後の進め方 全体像について＜想定＞

- 1-平成24年2月22日 上十三地域広域市町村圏協議会 市町村長会議【配布資料】
2-平成24年3月29日 十和田市・三沢市共同中心市宣言式【配布資料】

スケジュール＜大まかな流れ＞

平成24年3月29日

共同中心市宣言

平成24年6月

定住自立圏形成協定締結
のための議決条例 制定

平成24年9月

定住自立圏形成協定
締結

共生ビジョン懇談会

平成25年
1月～3月

定住自立圏共生ビジョン
策定

基本的スタンス

- 広大な圏域であることから、まずは十和田市及び三沢市を共同中心市とした定住自立圏を形成し、連携できる事項から順に取り組んでいくことが重要。【できることから着実に】
- 平成24年度(当初)に締結する「定住自立圏形成協定」や「定住自立圏共生ビジョン」は「スタートライン」であり、今後共同中心市と関係町村の連携・協力関係を深め、定住自立圏の取組を発展させていく。

【連携メニュー検討の考え方】

- 各町村の意向を尊重しつつ、各市町村にとってメリットがあり、既存事業を含め、早期に実施可能な取組から優先的に連携・協力していく。
- 協議に時間を要する取組等については、継続協議とし、必要に応じて追加協定や共生ビジョンの見直しで対応する。

2-1 圏域形成の方向性について

青森県十和田市・三沢市が＜複眼型＞で定住自立圏構想を推進

～平成24年3月29日(木) 共同中心市宣言～

- 青森県十和田市・三沢市の近接する2市が定住自立圏構想における中心市要件を満たしている。
 - これまでの青森県上十三地域としての広域連携の経緯を踏まえ、総務省と相談も行い、十和田市と三沢市で以下の通り圏域形成を行うことで合意。
- ▼
- 共同で中心市となり、複眼型で圏域形成。
 - ①これまで上十三広域圏という同一の圏域に属し広域連携を行ってきた経緯
 - ②十和田市と三沢市の両市は非常に近接しており（例えば十和田観光電鉄の路線
総延長距離は14.7km）、生活圏を同じくし、地域的な繋がりを有すること等の事情を総合的に勘案し、複眼型＜2市が共同で中心市となる。＞で圏域形成を行い、定住自立圏構想を推進する。

上十三地域

十和田市

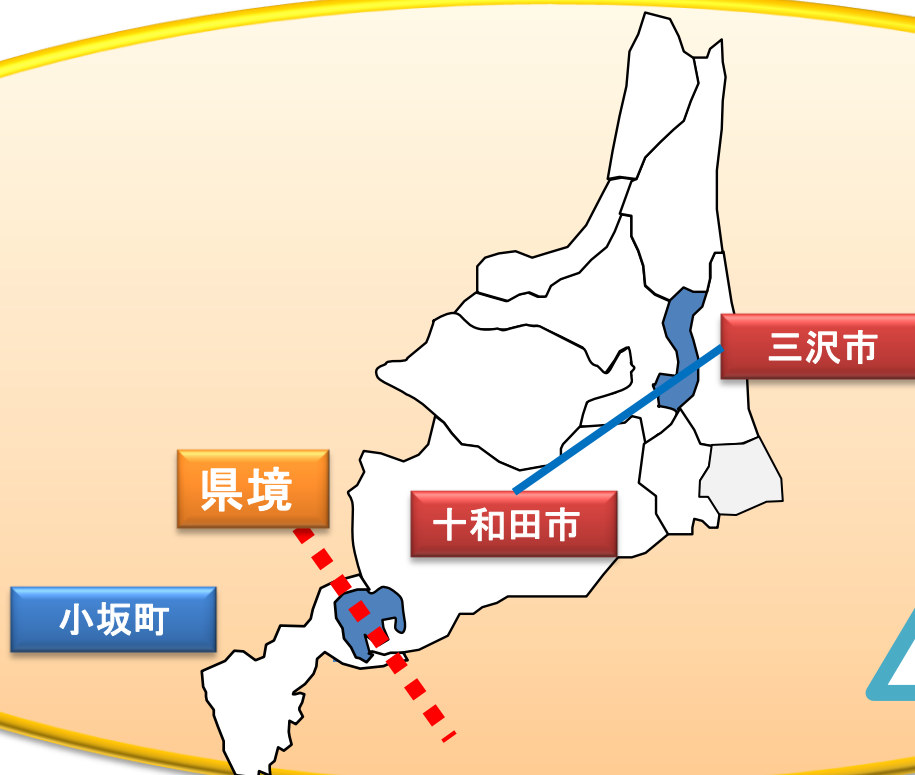
三沢市

(注)複眼型の事例は全国では4例。東北地方では初。

秋田県小坂町の圏域参加について

- 1 定住自立圏構想は、住民が県境に関わりなく生活機能を活用している実態を踏まえ、県境を越えて連携を行う「県境型」も許容している。
- 2 秋田県小坂町は、県は違えど、十和田湖を介して一定の地域的な繋がりを有していることから定住自立圏の枠組みを活用しつつ、一層の連携を図っていくため、本圏域に参加。

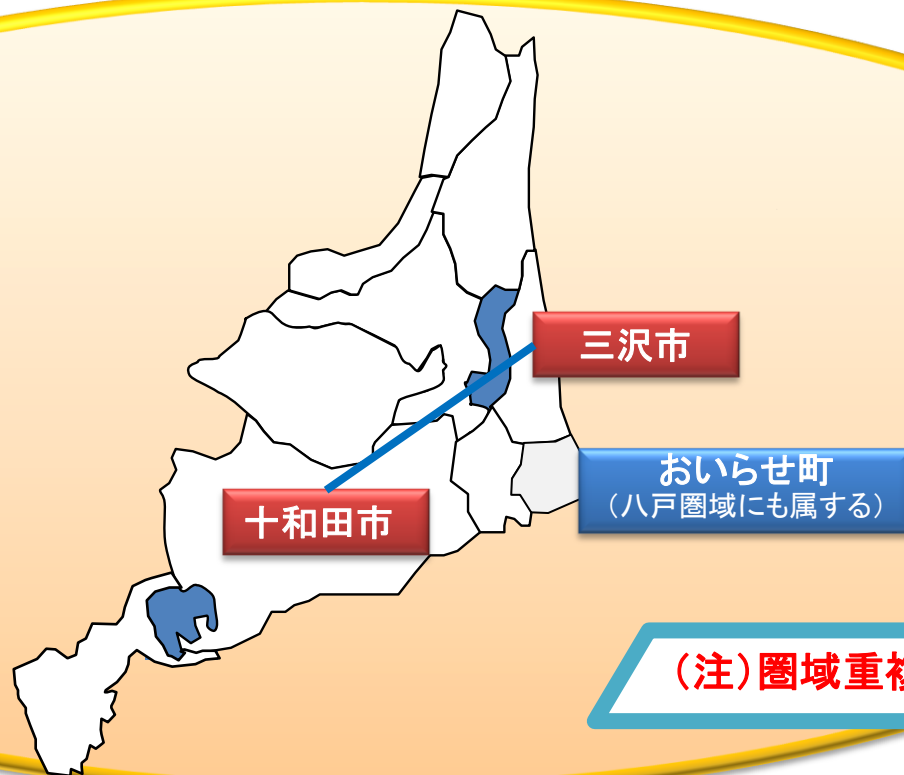
【6月1日 小坂町議会へ方針説明】



(注) 県境型は東日本初

おいらせ町の圏域参加について

- 1 定住自立圏構想は、住民の生活実態を踏まえ、2以上の中心市と圏域を形成する「圏域重複型」も許容している。
- 2 おいらせ町は、既に八戸市と定住自立圏形成協定を締結しているが、三沢市との通勤通学割合が21%と客観的にも八戸圏域と同等に地域的な繋がりが深く、同じ生活圏に属することから、本圏域に参加。
【7月20日 おいらせ町議会へ方針説明】



＜複眼＆県境＆重複型＞で定住自立圏構想を推進

■全国初の「トリプル型」＜複眼・県境・圏域重複型＞ ～定住自立圏構想の柔軟性をフル活用～

- 1－ これまでの青森県上十三地域の広域連携の経緯を踏まえ、十和田市と三沢市が共同で中心市となり、定住自立圏構想を推進。
- 2－ 一方で、定住自立圏構想は県境を越えて連携を行うことも許容しており、秋田県小坂町は十和田湖を介して一定の地域的な繋がりを有することから、本圏域に参加。
- 3－ 青森県おいらせ町も、三沢市との通勤通学割合が21%と客観的にも八戸圏域と同等に地域的な繋がりが深く、同じ生活圏に属することから、本圏域に参加。



(注)合併1市圏域型以外の
3つの類型全てをフル活用
⇒ 全国初の「トリプル型」

様々な圏域の形態

県境を超えて形成された定住自立圏（県境型）

県境型



住民の生活実態を踏まえ、**県境の市町村間で圏域を形成**

※いずれの圏域も県境を超えて地域住民の移動（通勤通学等）が存在

中心市名	定住自立圏エリア	県境での取組例
鳥取市	鳥取県・兵庫県境	山陰海岸ジオパークを核とした観光事業
米子市・松江市	鳥取県・島根県境	中海（県境の湖）の水質保全
備前市	岡山県・兵庫県境	広域観光ルートの設定
中津市	大分県・福岡県境	県境コミュニティバス路線新設
都城市	宮崎県・鹿児島県境	休日診療、夜間救急体制維持

他の圏域と重複する定住自立圏（圏域重複型）



ある市町村が複数の圏域を形成
（複数の中心市と連携する周辺市町村）

中心市名	重複市町村
稚内市、名寄市・士別市	浜頓別町、中頓別町、枝幸町
上田市、佐久市	東御市、立科町
都城市、鹿屋市	志布志市



大規模な市の圏域が他の圏域を包含して圏域を形成

中心市名	重複市町村
延岡市、日向市	日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村

広域的な合併を行った合併市の定住自立圏（合併一市型）

合併1市圏域型



広域的な合併を行った合併市で人口最大の旧市の昼夜間人口比率が1以上のものは、**合併1市で定住自立圏を形成**
（人口最大の旧市を中心地域、他の旧市町村を周辺地域とした「定住自立圏形成方針」を策定）

大館市、由利本荘市、糸魚川市、下関市、薩摩川内市、山鹿市、唐津市、今治市、旭市、出雲市、浜田市、伊勢崎市、宮古島市、山口市、八女市、横手市、五島市、長浜市、西尾市

2つの市を中心市とする定住自立圏（複眼型）

複眼型



2つの市が共同して中心市となり、圏域を形成

中心市名
名寄市・士別市
十和田市・三沢市
米子市・松江市
四万十市・宿毛市

定住自立圏構想推進要綱(抄)

(平成20年12月26日 総行応第39号 総務事務次官通知)

第5 定住自立圏形成協定

(3) 定住自立圏形成協定の締結等に係る留意事項

- ① 定住自立圏形成協定の締結に当たっては、地域における合意形成の過程を重視することが必要である。特に、各市町村の住民に対しては、あらかじめ、当該市町村のホームページを含めたインターネット等各種広報媒体や住民説明会等を通じて、定住自立圏形成協定案の趣旨及び具体的内容を周知するものとする。
- ② **定住自立圏形成協定は、宣言中心市とその周辺にある1の市町村によりそれぞれ締結されるものであるが、宣言中心市が1以上の周辺にある市町村とそれぞれ定住自立圏形成協定を締結することにより、第6(1)に規定する定住自立圏が形成されることとなる。このため、他の周辺にある市町村との定住自立圏形成協定との整合性を図り、地域全体が活性化するように十分配慮する必要がある。**
- ③ 連携を図る政策分野に応じて、例えば、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定により都道府県が定める医療計画や、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第15条の4第2号の規定による地域協議会など、調整を図る必要があるものについては、定住自立圏形成協定の締結に向けた検討と並行して、各市町村と関係機関とが十分な協議を行っていくことが必要である。
- ④ 定住自立圏形成協定の変更又は廃止に当たっても、上記①から③までの事項に留意するものとする。
- ⑤ **定住自立圏形成協定は、宣言中心市と当該宣言中心市が属する都道府県と異なる都道府県に属する周辺にある市町村により締結することができることに留意する必要がある。**
- ⑥ **異なる分野における役割分担を行うため、周辺にある市町村が2以上の宣言中心市と定住自立圏形成協定を締結することができることに留意する必要がある。**